第3回長崎県県庁舎整備懇話会資料

道州制の動向について

1. 道州制とは

(1) 定義

道州制とは、現行の都道府県制を見直し、10 前後のブロック (「道」、「州」など) に再編しようとするもので、現在主に議論されている道州制は、概ね次のようなものです。

- ・ 全国 47 都道府県制を見直し、全国 10 前後のブロックごと に広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・ 国の役割は外交、防衛など国でなければ行えないものに重点 化し、その他の事務・権限やそれに要する財源はできるだけ 地方(道州・市町村)に移譲
- ・ 都道府県の事務は、その大半を住民に最も身近な基礎自治体 である市町村に移譲
- ・ 国の役割の重点化と地方分権の推進により、国が担うべき機能の強化と地方の活性化を図り、国・地方を通じた力強く効率的な政府の実現を目指す

(2) 道州制と都道府県合併との違い

	道州制	都道府県合併
基本的	・現行の都道府県を廃止し、全国をい	・現行制度のまま、複数の都道府県が
考え方	くつかのブロックに分けて、より自	合併。
	主性、自立性の高い広域自治体(道	
	又は州)を設置。	
権限·	・国から地方(道州・市町村)へ、都	・国と地方の権限、事務等は原則とし
事務等	道府県から市町村へ、権限や財源を	て現行どおり。
	大幅に移譲。	
備考	・国の役割の重点化と地方分権の推進	・都道府県の区域が広がるため、合理
	により、国・地方を通じた力強く効	化や広域的な観点からの仕事が行い
	率的な政府の実現と各地域の自主性	やすくなるなどのメリットがある。
	を生かした自立的な発展を目指す。	・国と地方の役割分担の見直しにはつ
	・国と地方の役割分担の大幅な見直	ながらない。
	し、中央省庁の解体再編や国の出先	
	機関の廃止を含めた見直し、大規模	
	な税財政制度の改革など、国全体の	
	あり方の抜本的な見直しを伴う。	

2. 道州制に関する議論の状況

(1) 国

第28次地方制度調査会(内閣総理大臣の諮問機関)

H18.2 「道州制のあり方に関する答申」

- ・「道州制の導入が適当と考えられる」
- ・「国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政は広く 地方公共団体が担うことを基本とする」

道州制ビジョン懇談会(道州制担当大臣の私的懇談会)

H20.3 「道州制ビジョン懇談会中間報告」

- ・「国の役割を限定し、地域が『主権』を持つ」
- ・「2018年(平成30年)までに道州制に完全に移行すべき」 H21年度中の最終報告を予定

「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008」での記述 「道州制の前提となる地方分権改革を進め、『道州制ビジョン』 の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに『道州制ビ ジョン懇談会』において引き続き検討を行う。」

(2) 九州地域戦略会議(1)

道州制検討委員会(第1次)

H18.10「道州制に関する答申」

- ・「わが国の将来のために道州制の導入が必要である」
- ・「地方のことは地方が決める地方分権型社会の実現」

第2次道州制検討委員会

H20 秋をめどに、国・道州・市町村の役割分担や税財政制度などについての道州制の「九州モデル」を策定予定

1)「九州地域戦略会議」

九州地方知事会と九州の主要経済団体とが共同で設置。

「九州はひとつ」の理念のもと、官民一体となって九州独自の発展戦略の研究や 具体的施策の推進に取り組んでおり、道州制については、「道州制検討委員会」(第 1次)「第2次道州制検討委員会」を設置して議論を進めている。

上記のほか、政党や経済界、全国知事会などでも様々な議論や提言が なされています。

3. 道州制の実現に向けて

道州制は、国・道州・市町村の役割や税財政制度の見直し、中央 省庁の解体再編といった点を含め、日本という国のあり方全体を抜 本的に見直そうとするもので、国のかたちを定める重大な問題です。

そのため、今後、多岐にわたる課題(2)について、十分な議論を重ね、具体的な制度設計を進めていく必要があります。

2) 道州制に関して今後具体的な検討が必要と考えられる課題例

国のあり方及び国・道州・市町村の役割分担

- ・ 国と地方の役割分担の明確化
- ・ 国会のあり方、中央省庁の解体再編、地方支分部局の廃止を含めた国の組織・機構の具体的なあり方

税財政制度のあり方

- ・ 自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせないような 税財政制度のあり方
- ・ 道州間の財政調整制度のあり方

大都市圏との関係

市町村との関係

- ・ 市町村の役割のあり方
- ・ 市町村の行財政基盤の充実強化の方策
- ・ その役割を担いきれない小規模町村の事務の補完のあり方

住民自治のあり方

首長・議会議員の選出方法

- ・ 道州の首長の選出方法(住民の直接選挙、議会において選出等)
- ・ 道州の議会議員の選出方法 (道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつか の選挙区に分割した選挙区選挙等)

条例制定権(自治立法権)の拡充・強化

道州の組織・機構のあり方

・ 道州の内部組織のあり方、行政委員会制度及び議会制度のあり方

など

また、道州制の実現に向けては、国からの権限、財源の移譲や、 道州制を実現するための法制度など、政府や国会がリーダーシップ を発揮しながら、地方と一体となって主体的に取り組んでいく必要 があります。

さらに、道州制は、現在の都道府県の区域や国と地方の役割、様々な仕組みの見直しなどによって、住民生活の幅広い事柄について大きな影響を及ぼすと考えられます。

そのため、道州制の実現に向けて、十分な国民的議論を積み重ねていくとともに、国民の合意形成を図っていくことが必要です。

4. 道州制と庁舎整備との関係

- (1) 道州制実現の時期と現庁舎が抱える問題の緊急性
 - ア 道州制については、各界で様々な議論がなされており、これまでの提言や報告の中には、導入の目標時期を具体的に提示したものもあります。しかし、道州制は、国と地方のあり方を抜本的に見直すという国家的な問題であることから考えると、道州制の導入のために必要な多岐にわたる課題の解決や国民的議論の十分な積み重ねには、なお相当の期間が必要だと考えられます。

また、道州制の下における具体的な行政組織のあり方については、道州がどのような行政事務を担うのかの議論を抜きにして検討することはできず、道州制の基本的な制度設計が進んだ後に、これを踏まえて検討されることになると考えられるため、仮に道州制の議論が順調に進んだとしても、道州政府の庁舎配置まで含めて定まるのは、なお先になるものとも予想されます。

イ 他方で、現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、耐震強度や分散化、 狭隘化、老朽化等の課題を有しています。

特に、我が国においては、地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、現在の庁舎は、震度6強の地震に対して倒壊 又は崩壊する危険性が高いと診断されていることから、これらが 防災拠点として果たさなければならない重要な役割を考えれば、 県民の安全・安心の観点から、耐震性の確保と防災拠点施設とし ての機能整備の問題は喫緊に解決が求められています。

ウ これらを考え合わせると、道州制の基本的な制度設計について の整理を待ってから、庁舎の問題について検討するということが 適当であるとは考えられません。

- (2) 道州制の下で権能等が増大する地方行政の拠点確保の必要性
 - ア 道州制の下では、国から道州への権限・財源の移譲のみならず、 より住民に身近な基礎自治体である市町村に対しても、国や都道 府県の権限・財源が大幅に移譲されることとなります。

その結果、国の権能や組織が小さくなる一方で、道州と市町村とを合わせた「地方」の権能や組織は、現在よりも大きくなります(3)。

(3)国からの権限移譲が想定される主な事務の例

(第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」)

・国道の管理 ・水質汚濁防止対策 自動車運送、内航海運業等の許可 ・一級河川の管理 ・自動車登録検査 ・中小企業対策 │・旅行業、ホテル・旅館の登録 ・第二種空港の管理 ・地域産業政策 ・職業紹介 ・観光振興政策 ・砂防設備の管理 ・職業訓練 ・保安林の指定 ・農業振興政策 ・有害化学物質対策 ・農地転用の許可 ・労働相談 ・指定漁業の許可 ・危険物規制 ・大気汚染防止対策

上記のほか、福祉、介護、医療、教育など、住民に直接かかわるサービスの大部分は市町村が担うことになると考えられます。

イ その際、現在の都道府県が有する様々な機能のすべてが州都に 集約される、ということは考えづらく、むしろ、長崎県域に係る 事務のうち必要なものについては、道州の出先機関が担うにせよ、 基礎自治体が担うにせよ、道州制の導入後においても長崎県内の 拠点で処理されることになると考えることが自然です。

また、現在でも長崎県内には多くの国の出先機関がありますが、 道州制の下でも、それぞれの性格に応じこれらの機関の相当程度 は引き続き長崎県内に置く必要があるとも考えられ、その場合に は近隣にある機関は統合して1か所にまとめることになる状況も 想定されます。

- ウ さらに、道州制の導入により現在の「県」という組織がなくなっても、例えば警察など 148万県民の安心・安全や暮らしに直結する分野やこの地域の活性化策を扱う拠点は、引き続き県内に置かれるべきと考えられます。
- エ これらのことを考え合わせると、拠点となる施設には、引き続き一定の規模が必要となる可能性が高いものと考えられます。
- オ もちろん、道州制の制度が固まっていない段階で、道州制下に おける庁舎の役割について確定的なことは不明ではありますが、 将来において、柔軟に対応できる形で施設の整備を図ることは可 能であり、こうした点を予め想定した設計とすることが大切であ ると考えられます。

(3) 「多極型九州」形成の必要性

- ア 道州制が議論されるようになった背景の一つに、東京への過度 の一極集中と地方間の格差拡大があります。すなわち、道州制の 導入は、各地方がそれぞれの特性を活かし、活力ある地方の発展 を目指すものです。
- イ 道州内でも、同様に、道州内の各地域がそれぞれの産業・文化 等を活かし、多極的に発展する「多極型九州」の形成を目指すべ きだと考えます。道州制への移行に伴い、道州内で州都や大都市 への新たな一極集中が生じ、かえって地域間格差が拡大するとい う事態が発生することは、何としても避けなければなりません。
- ウ 道州制において目指すべき姿を先取りし、長崎を「極」の一つ としていくためにも、地域の中核となる公的な機関の受け皿とし て十分な耐震性や機能性を持った施設を長崎地域に配置すること が必要であると考えます。